主 文

- 本件控訴を棄却する。
- 控訴人の当審における請求を棄却する。
- 控訴費用は控訴人の負担とする。

事実及び理由

第一 当事者の求めた裁判

控訴人

- 原判決を取り消す。
- 被控訴人は、平成一〇年一〇月二八日までは、原判決別紙目録(一)記載の物 質を製造し、輸入し又は使用してはならない。
- 被控訴人は、前項記載の物質を廃棄せよ。 被控訴人は、平成一〇年一〇月二八日までは、原判決別紙目録(二)記載の医 薬品を製造し又は販売してはならない。
- 被控訴人は、前項記載の医薬品を廃棄せよ。
- 被控訴人は、第4項記載の医薬品についてなされた原判決別紙目録(三)記載
- の医薬品製造承認について、厚生省薬務局長に対し承認整理届を提出せよ。 7 被控訴人は、控訴人に対し、金一六〇万円を支払え。(控訴人は、原審における損害賠償請求のうち、主位的に被控訴人の平成八年七月から九月までの期間の製造販売を理由とする一五〇万円の請求を、被控訴人の本件各特許権の満了後平成九年一一月末日までの期間の販売を理由とする三七四万円の内金一五〇万円の請求に変更し、無形損害を理由とする予備的請求及び遅延損害金の請求は減縮した。) 8 訴訟費用は、第一、二審とも被控訴人の負担とする。
- との判決及び仮執行宣言
- 被控訴人

主文と同旨

事案の概要

事案の概要は、次の一項のとおり訂正し、二項において当審における控訴人の主張を付加するほかは、原判決の事実及び理由「第二 事案の概要」のとおりである から、これを引用する。

- 原判決の訂正
- 二六頁二行目の「の製造により」から同頁三行目末尾までを「を製造したが、 右の実施料相当額は、少なくとも一〇万六〇八七円である。控訴人は、その内金一
- 〇万円を請求する。」と改める。 2 二六頁九行目の「平成八年」から二七頁二行目末尾までを「本件各特許権の満 了後、平成九年一一月末日までの間に、塩酸プロカテロールを有効成分とする気管 支拡張剤(シロップは除く。)を合計三七四〇万円販売し、少なくともその一割の 三七四万円の利益を得た。

控訴人は、その内金一五〇万円を請求する。」と改める。

- 当審における控訴人の主張
- 争点1について
- (一) 原判決は、特許権の存続期間中に被控訴人のした医薬品の製造承認申請の ための試験を、特許法六九条一項に規定する「試験又は研究」に該当するとした。しかし、右解釈は、東京地方裁判所昭和六二年三月二五日判決(判例時報一二四六 □八頁)が、特許法六九条の「規定の趣旨は、試験又は研究は本来技術を次の 段階に進歩せしめることを目的としたものであって、特許に係る物の生産、譲渡等 を目的としたものではないから、特許権の効力をこのような試験、研究にまで及ぼ を目的としたものではないから、特許権の効力をこのような試験、研究にまで及ば しめることは、かえって技術の進歩を阻害するということであって、同条の右立法 趣旨からすれば、本件のような農薬の販売に必要な農薬登録を得るための試験は、 技術の進歩を目的とするものではなく、専ら被告除草剤の販売を目的とするもので あるから特許法六九条にいう「試験又は研究」に当たらない」と判示しているのを あるから特許法への禁制を図ります。 始めとする従来の裁判例の流れや通説的な学説にも反する結論である。

そして、被控訴人の右行為は、まさに技術の進歩を目的とするものではなく、専ら 被控訴人のゾロ品の販売を目的とするものであるから、同条の「試験又は研究」に は当たらないのである。

特許権者は、排他的独占権としての「業としての特許発明を実施する権

利」を専有している。したがって、特許権の効力が制限されるのは、ごく例外的な 場合でなければならない。

原判決は、被控訴人の右行為に特許権の効力が及ばないとした理由付けの中で、 被控訴人が「控訴人と直接競業していない」とか「直接収益を得ていない」という ような被控訴人側に関する点をあげるが、これは誤りである。特許権者は事業に関 連のあるもの全てについての利益を確保できるのであるから、間接の競業、間接の 収益であっても、第三者がこれを得ることが許されるものではない。

被控訴人側に関する点ではなく被控訴人の行為によって排他的独 さらにいえば、

占権を有する特許権者が不利益を被るかどうか、 その不利益を強要してもやむを得ないかどうかを視点にすえなければならない。な ぜなら、特許権の効力を制限することが許されるか否かということは、特許権者が どのような立場の変化を強要された場合にその不利益を受忍すべきかという問題だ からである。

(三) 原判決は、特許期間が満了すれば何人も発明を実施できることとなり、そ

れが特許制度の根幹の一つであるという。 しかし、特許権者は、その特許期間満了までは出願当初から実質的に排他的独占権を有することによって、経済的な利益を得られることが制度としての前提となっ ている。ところが、本件のような医薬品の場合には、特許出願をしても最初の数年 間はかかる利益を受け得ない立場に立たされるから、その意味では、他の特許権と は異なる少な目の経済的利益、市場利益しか得られない宿命にある。もし、この状 態が薬事法上の制限であってやむを得ないというのであれば、薬事法が特許期間中 のゾロ品の製造承認申請のための試験を本来的に容認しているということはあり得 ないから、後発者にも違法行為を奨励してはならないのである。

(四)医薬品の製造承認は、それを他の事業者に譲渡等することもでき、重要な財 産的価値を有するものであるから、承認申請のために少ない侵害品が製造使用され たとしても、承認をしかるべき価額で直ちに譲渡できる結果を招来するものであ る。また、医薬品の価額は、健康保険制度においては、「薬価」が定められてお り、後発品(これは先発品に比較してはるかに安い。)が出るとたちまちに下げら これは直ちに製薬会社の利益に影響する。このように、特許期間中に本件行為 が行われると、先発者の収益(そして開発投資費用の回収)に直ちに重大な影響が出る。これに対し、後発者は、発売が遅れることによって損失が発生するということもない。両者の利益の考量はかかる視点でもとらえられるべきである。 争点2について

控訴人は、特許権が所有権的側面を有しており、物権的請求権が認められている ことから、所有権に基づく物権的請求権の制度を、本件のような利益状況の下にお ける特許侵害の場合に類推適用することを求めているのである。

仮に特許権存続期間満了後も若干の期間製造販売を禁止することについて現行法 に明文の規定がないというのであれば、信義則の有する「法修正的機能」や「法創 造的機能」を利用して、裁判所の公正・妥当な判断が下されるべきである。

証拠(省略)

当裁判所の判断

当裁判所も、控訴人の本訴請求は、当審における請求も含めて理由がないと判断 するところ、その理由は、次のとおり当審における控訴人の主張に対する判断を付加するほかは、原判決の事実及び理由「第三 当裁判所の判断」と同じであるか ら、これを引用する(ただし、三六頁三行目の「分量、」の次に「構造、」を「用 」の次に「使用方法、」を加える。)

(当審における控訴人の主張に対する判断)

控訴人の前記第二、二1(一)の主張は、特許法六九条一項にいう「試験又は 研究」は、技術を次の段階に進歩せしめることを目的とするものに限られると主張 する趣旨と理解される。しかし、同条項の文言上、「試験又は研究」については、 控訴人の主張するような留保は付されていないのであって、試験又は研究に藉口して、実際には特許権者又は特許権者の許諾を受けた者の実施行為と直接競業することになる行為や、譲渡の対価、使用による便益の対価及び製造物の蓄積・保存等の 直接の利益を目的とする行為の如く、実際には試験又は研究ではない行為が同条項の「試験又は研究」に該当しないことは当然としても、同条項を控訴人主張のよう に限定的に解釈する理由はない。右にいう「試験又は研究」には、公益目的に資す る「試験又は研究」に加え、薬事法の規定に基づく医薬品の製造承認申請のための 試験をも含むことは、前述(本判決において引用する原判決三四頁四行ないし四二

頁一行のとおりである。

この点について、甲第一六号証(A作成の鑑定書)には、医薬品の製造承認申請 のために行われる生物学的同等性試験は、申請対象の医薬品を患者に投与するので はなく、健康な人間に投与し既存の医薬品と比較して有効成分の血中濃度を測定す る試験であるから、患者を対象とした臨床試験とは異なり、既存の医薬品の特許性 を支える薬効自体の改良につながるような資料は得られず、服用しやすい剤型のエ 夫などマイナーな改良の端緒となる資料が得られる可能性はあるが、かかる程度で は、特許権者の利益を犠牲にしてまで適法とすべきと評価されるような改良につな がるものではなく、機能性調査としても、有効成分の血中濃度を測定するだけであり、販売のための製造承認を得ることが主たる目的であることを考え併せれば、特 許法六九条一項により特許権の効力の範囲外とするに値するものではないとの見解 が記載されている。しかし、同条項の「試験又は研究」が、医薬品の薬効等その技 術の改良を目的とするものに限られるものではないことは、前示のとおりである。 また、生物学的同等性試験は、後発品である医薬品について、化学構造式において は新医薬品として承認を与えられた医薬品(又はそれに準ずる医薬品)と同じであ ることを前提として、生物学的に同等であることを証明するために薬事法及び同法 施行規則によって要求されているものであるが、同法及び同法施行規則がこのよう な試験の実施を要求するのは、後発品である医薬品が、新医薬品として承認を与え られた医薬品(又はそれに準ずる医薬品)と有効成分、投与経路、効能効果、用法 用量、剤型、含量が同じであるのに、何らかの未知の要因ないし副材料の出所や製 法等の相違による影響等により生物学的には同等でない場合があることから、医薬 品としての有効性、安全性を確保するために、そのような場合であるか否かを明らかにする必要があることによると解される(そうでなければ、生物学的同等性試験を要求する必要はない。)。そうすると、生物学的同等性試験によって、後発品で ある医薬品が同等であるか否かが判明することもやはり技術的進歩ということがで きるのであって、右試験は、後発医薬品の製造承認のために行われる規格及び試験 方法に関する資料、並びに加速試験に関する資料を得るための各種試験と相俟っ て、先発医薬品の研究開発とは程度の差はあるものの、技術的進歩の面でも社会一般の利益と結びついているということができる。したがって、これを特許法六九条 一項により特許権の効力の範囲外とするに値しないということはできないから、こ れと異なる前記見解は採用できない。

二 控訴人は、特許権者は、排他的独占権としての「業としての特許発明を実施する権利」を専有しているから、特許権の効力が制限されるのは、ごく例外的な場合でなければならないと主張する。しかし、特許権は特許法によって認められたものであるから、その権利は同法によって産業政策上の見地等から制限されることがあるのは当然であって、それがごく例外的なものに限られなければならない理由はない。

また、控訴人は、薬事法に基づきいわゆる後発品の製造承認の申請に添付する目的でされた試験が特許法六九条一項の「試験又は研究」に該当するか否かの判断に当たり、被控訴人が右試験のために甲発明及び乙発明を実施したことによって直接収益を得たわけでもなく、控訴人と直接競業したものでもないことを考慮することは誤りであると主張する。しかし、被控訴人の右実施は、後発品を市場において販

売したり、特許権者である控訴人の営む事業と競合してこれを妨げたものでもないから、これによって直接収益も得ていないし、控訴人と直接競業したわけでもな い。したがって、特許権者の特許期間中における経済的利益の独占に影響を与えて いないのであるから、特許権者の利益と第三者ないしは社会一般の利益との調整を 図るという観点から考量するに当たり、そのことを考慮するべきは当然である。 図るという観点から考重するにヨにり、てのことで考慮するへきはヨ然でのる。 三 控訴人の前記第二、二1(三)の主張は、本件のような医薬品の場合には、薬事法による製造承認のための審査により、特許出願をしても最初の数年間は業としての製造が許されないため、他の特許権とは異なる少な目の経済的利益、市場利益しか得られない宿命にあることが考慮されるべきであると主張する趣旨と理解される。しかし、薬事法による製造承認の審査は、医薬品の有効性や安全性の確保を目 的とするものであって、特許法とは別の目的による別の制度による制約であるか ら、右審査があることを特許法の解釈に反映させなければならないものではない。 そうでないと、薬事法による規制如何によって(例えば、右審査制度の変更によっ て)、これとは別の目的のもとに設けられた法律である特許法の解釈が変更される 結果を招来することになるが、このような法解釈を正当であると認めることはできない。のみならず、特許法は、いわゆる医薬特許について、薬事法という別の目的、制度からする法規制があることによって、特許発明の実施が相当期間妨げられ ることになることを考慮し、薬事法一四条一項等に規定する医薬品の製造、輸入の 承認をもって、特許権存続期間の延長登録の要件となる処分と定めている(同法六 七条一、二項、同法施行令一条の三の二号)のであって、いわゆる医薬特許につい て、控訴人の主張するような事情の存することは、特許権存続期間中になされた後 発品の医薬品製造承認を得るために必要な試験をもって特許権侵害に該当すると解 すべき理由となるものではない(多額の研究開発費を要する医薬特許の保護の見地 から、現行規定で足りるかどうかは、立法政策の問題であって、現行法の解釈問題 ではない。)。

四 控訴人は、後発品が出ると先発者の収益に影響が出るのに対し、後発者は、発売が遅れることによって損失が発生するということもなく、得た医薬品の製造承認は財産的価値を有するから、かかる視点でも両者の利益考量をすべきであると主まする。しかし、控訴人の主張する先発者の収益への影響とは、特許権の存続期間経過後は何人も特許は過後の収益をいうものと解されるところ、特許権の存続期間経過後は何人も特許出ることは制度上やむを得ないというべきである。これに対して、特許権の存続期間はとすれば、第三者ないし社会一般に損失がないという本件各できない。したがって、控訴人主張の事情を考慮したとしても、被控訴人が本件各特許権の存続期間中に行った製造承認申請に添付するための試験が、特許法六九条一項に規定する「試験又は研究」に当たるとの前記判断を左右するものではない。

よって、原判決は正当であって、本件控訴は理由がないから棄却し、控訴人の当審における請求を棄却することとし、控訴費用の負担について民事訴訟法六七条、六一条を適用して、主文のとおり判決する。

(裁判官 竹田稔 持本健司 裁判官 山田知司)